

○入間ブランド認定事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間ブランド認定要綱（令和6年告示第88号。以下「認定要綱」という。）に基づき、入間市の地域資源又は特性を活かした魅力ある商品を入間ブランドとして認定する事業（以下「事業」という。）について、入間市観光協会（以下「協会」という。）が市より受託し運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(申請資格者)

第2条 入間ブランド認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業者として1年以上の実績を有する法人その他の団体及び個人であって、入間市内に事業所若しくは製造所がある者、又は入間市観光協会会員である者とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 申請した商品の生産、製造、販売等に関し、必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあること。
- (2) 申請した商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。
- (3) 外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する事業を営んでいないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 市税（入間市税条例（昭和32年条例第21号）第3条各号に掲げる税目をいう。）を滞納していないこと。

(認定の要件)

第3条 協会は、商品が次に掲げる要件のいずれにも適合していると認められる場合に限り、入間ブランドとして認定するものとする。

- (1) 当該商品が入間らしさを表象していることにより、市の宣伝に寄与するものであること。
- (2) 既に一般消費者に販売されており、市場において高い評価を得ていること。

- (3) 価格が適正であること。
- (4) 消費者保護及び環境保護に関し配慮がなされていること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関連法令に適合していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる商品は入間ブランドとして認定しない。
- (1) その品質等について消費者に誤解を与えるかねない虚偽の表示又は誇大表現がなされているもの
 - (2) 包装が過大であると認められるもの
 - (3) 営業上必要な許可を得ていない事業者が申請するもの
(事業者が申請できる商品数)

第4条 入間ブランド認定を申請し、認定を受けることができる商品は、原則として1事業者につき3件までとする。

(認定審査会の設置)

第5条 協会は、認定要綱第5条第1項に規定する審査を適正に行うため、入間ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 協会は、認定要綱第5条第1項に規定する認定の可否を決定するときは、あらかじめ審査会の意見を聞かなければならない。
- 3 審査会は、協会によって委嘱された委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会は、申請者により入間ブランド認定の申請がなされてから6ヶ月以内に開催する。
- 5 申請者は、審査会の実施にあたり、認定要綱第4条各号に規定した推奨品の外装・内装見本及び現品を必要数提出しなければならない。また、審査の用に供する試飲品又は試食品も別途提出しなければならない。ただし、試飲又は試食に供することのできない衣料品、民芸品又は工芸品にあっては、試飲品又は試食品の提出は不要とする。
- 6 申請者は、審査会においてプレゼンテーションを行い、併せて試飲、試食等を実施して商品をPRできる。

(認定品である旨の表示)

第6条 認定要綱第5条第2項に規定する認定書の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定品の容器、包装等に認定品である旨を図示したシールを添付し、入間ブランドに認定されたことを広告できる。

- 2 前項のシールは協会が作成し、認定事業者に提供する。

(認定の特典)

第7条 協会は、認定した商品に対して、次に掲げる特典を行うものとする。

- (1) 第6条第1項に規定するシールの配布
- (2) 店頭等におけるディスプレイに用いるのぼり旗等の贈呈
- (3) 入間市観光協会公式ホームページ等での「入間ブランド認定品」の紹介

(認定事業者の責務)

第8条 認定事業者は、事業の適切な運営のため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、積極的に入間ブランドのイメージの向上に努めること。
- (2) 認定品の計画的な生産及び製造、適正な保管並びに流通体制の整備に努めること。
- (3) 認定品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、当該認定事業者は直ちに協会へ報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (4) 第三者から協会又は市に対して産業財産権等の権利侵害の申出があったときは、認定事業者がこれに対応し、認定事業者の責任及び負担により解決すること。

(報告等の措置)

第9条 協会は、事業を適正に運営するため必要があると認められるときは、認定事業者に対して、必要な報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 認定事業者は、前項に規定する措置を講じられたとき、又は講じる旨の通知を受けたときは、速やかに当該措置に対応しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。